〔特集〕社会教育施設の指定管理者制度

広島市の社会教育施設における「指定管理者制度」の導入とその後

藤村好美

ところが近年、指定管理者制度の導入とともに、広島市の社会教育施設の管理・運営の姿も変貌を余儀なくされている。本稿では、広島市の社会教育施設への指定管理者制度導入の経緯と今後について、実証的に明らかとしていこう。

一 広島市の社会教育施設の特徴

広島市は、社会教育施設の財団委託化が進んだ自治体として有名である。一九九六年に設立されて以来、(財)広島市ひと・まちネットワーク(以下、本稿では「(財)ひと・まち」と省略)が、設立時は教育委員会の所管のもと、一九九八年からは教育委員会と市民局の共管となり、公民館や青少年センター、女性教育センターなど、市民の生涯学習の拠点の管理・運営を一手に担ってきた。(1)

二 指定管理者制度導入の経緯

二〇〇三年の地方自治法の改正を受け、広島市においても、市のすべての公の施設について、今後も存続させ

るべきか否か、存続させる場合は、直営とすべきか、それとも指定管理者制度を導入すべきか、また導入する場合は、民間事業者等も対象にして公募とするか、それとも公益法人等を指定管理者として非公募とするかなどについて検討を進め、二〇〇五年二月、広島市の指定管理者制度導入の基本方針を作成し、同年三月に公表した。そこでは、原則として指定管理者制度へ移行し、公募とする方針が示された。公民館運営審議会においても、二〇〇五年二月に開催された平成一六年度第二回会議において、生涯学習課長より、「公民館も一部公募することも含め指定管理者制度の導入を検討中」であることについて情報提供がなされた。これについて委員たちから、「なぜ、これまで円滑に管理を行ってきたひと・まちネットワークでは駄目なのか」、「公民館の運営形態は今後どのように変わるのか」など、疑問の声がわき上がり、(財)ひと・まちへの激励の言葉も聞かれた。

この公民館運営審議会の委員である各区公民館運営委員長(広島市の八区の公民館運営委員会の代表)の連名で、二〇〇五年四月に、「公民館の指定管理者制度導入に関する要望書」が市長と市議会議長宛に提出され、公民館は指定管理者の公募は行なわずに、これまで通り(財)ひと・まちに管理・運営を委ねるように強く要望が出されている。[2]

この頃、教育委員会では一部の公民館の指定管理者を公募とすることについて検討していた。二〇〇五年六月、教育委員会生涯学習課(当時)は、市内七〇の公民館の内、試験的に各区から一館を抽出して指定管理者を公募し、利用者数や施設の稼働率、市民のニーズへの対応などを、非公募で(財)ひと・まちを指定管理者とした場合と比較検証する計画案を策定した。民間委託の是非を、実証的に検証しようとしたのである。

しかし、これについて七月の平成一七年度第一回公民館運営審議会で説明がされたところ、複数の委員から「不本意である」との反対意見が続出した。結局、公民館の指定管理者を公募することは見直されることとなるが、その理由、経緯について、生涯学習課は、市議会の本会議や文教委員会で、「公民館の管理運営は民間には馴染まないのではないか」、「地域やNPOが指定管理者候補となることは、現状では難しいのではないか」などの意見が出され、議会において「指定管理者の選定に関

する決議」が圧倒的多数で可決されたため、行政側としては八館については暫定的（二年間）に非公募とすることとなった、と説明している。

今後は、二年間は（財）ひと・まちを指定管理者とし、その間に地域団体、NPO、民間事業者も含めて公民館の指定管理者候補として想定される団体にたいし、公民館の運営状況や指定管理者制度について理解を深めてもらうとともに、（財）ひと・まちと地域団体等との協働等について検討し、その後の八館の公募への準備をすすめるという意図である。結局、社会教育施設としては、広島市青少年センター、広島市似島臨海少年自然の家、広島市三滝少年自然の家、広島市グリーンスポーツセンター、広島市女性教育センター、広島市映像文化ライブラリーの六施設の指定管理者を公募、選定することとなった。

三　指定管理者の選考とその後

二〇〇五年一〇月一七日から一一月一六日まで、公募施設について指定管理者の応募が受けつけられ、その間に、教育委員会により指定管理者候補選定委員会が設置された。二〇〇五年一一月、書類選考と選定委員会による面接が行なわれ、一一月下旬に指定管理者候補が決定、公表となり、翌二〇〇六年一月、議会において指定議案が採択された。なお表1は、各施設の公募者数と決定候補者名、及び管理経費の削減予定額を示したものである。

ここで注目すべきは、女性教育センターの指定管理者候補の選定結果である。同センターには、（財）ひと・まちと、男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ（以下、男女共同参画広島と省略）という任意団体の二者が応募した。

選考の結果、実績を誇る（財）ひと・まちを押さえて、男女共同参画広島が指定管理者候補と決定した。選定の鍵を握ったものは何であったかについては本稿では論じることは出来ないが、ここではこの決定が議会で論点となったことだけを紹介する。

二〇〇六年一月の臨時会議文教委員会において各会派の議員から、「任意団体では責任の所在が不明確である」、「協定を結ぶ前に法人格を取得させるべきである」、「公金を支出する以上、法人格を有するものに限るべきであ

表1　広島市社会教育施設の指定管理者公募の結果

区分	施設名（所管課名）	指定管理期間	指定年数	指定管理者候補	指定年数	管理経費 提案額	16年度決算額×4年	差引（縮減率）
公募	広島市青少年センター（生涯学習課）	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	4	（財）広島市ひと・まちネットワーク	2	3億3,105万8千円	4億3,078万円	△9,972万2[illegible]（△23.1[illegible]
	広島市似島臨海少年自然の家（生涯学習課）	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	4	（財）広島市ひと・まちネットワーク	3	5億6,380万5千円	6億4,837万2千円	△8,456万7[illegible]（△13.[illegible]
	広島市三滝少年自然の家、広島市グリーンスポーツセンター（生涯学習課）	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	4	（財）広島市ひと・まちネットワーク	1	4億6,631万3千円	5億3,933万6千円	△7,302万3[illegible]（△13.5[illegible]
	広島子女性教育センター（生涯学習課）	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	4	男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ	2	2億2,991万6千円	3億1,731万6千円	△8,740万[illegible]（△27.5[illegible]
	広島市映像文化ライブラリー（中央図書館）	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで	4	（財）広島市文化財団	1	3億5,500万8千円	4億2,422万円	△6,921万2[illegible]（△16.3[illegible]
	合　計（教育委員会分）					19億4,610万円	23億6,002万4千円	△4億1,392万4[illegible]（△17.5[illegible]

る」、「議会の審査権の明確化が必要」など質問が続出し、生涯学習課は団体の指導・監督を徹底するなどの答弁を行なった。新しい制度の導入に伴う任意団体の参入は、今後も目を離せない。

一方、（財）ひと・まちも危機感を隠すことは出来ない。表二は二〇〇六年四月の以前と以後の同財団の職員の状況を比較したものである。職員数の減少が明らかである。

さらに四月からは、広島市の行政機構の編成替えのため、生涯学習課が教育委員会から市民局へと移り、（財）ひと・まちの所管も市民局のみへと変更になっている。この変化と広島市の社会教育の今後については、機会を改めて言及しなければならない[3]。いずれにせよ、（財）ひと・まちは、暫定的に指定管理者となった八館の公民館に対して、その後の指定管理者公募を見据えた対応が喫緊の課題となっている。そこには、市民との協働を視野に入れた新たな取り組みが必要となってこよう。自立した市民の生涯学習と社会参画の支援を使命とする同財団にとって、NPOや市民による指定管理者への参入は、ジレンマであり新たな挑戦である。このジレンマの克服

表2　(財) 広島市ひと・まちネットワークの職員の状況

2006年3月31日現在 (単位：人)

区　分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事等	小　計	嘱託	合　計
事務局	2		3	1	8	14		14
まちづくり市民交流プラザ	2		2	1	6	11	2	13
公民館		8	63	44	132	247	25	272
女性教育センター		1	1		4	6	2	8
青少年野外活動センター	1		1	1	4	7		7
こども村			1		3	4		4
少年自然の家	1	1	3	3	7	15	3	18
グリーンスポーツセンター	1			1	2	4		4
青少年センター	1		1	2	4	8		8
勤労青少年ホーム		2	4		8	14		14
研修派遣					1	1		1
合　計	8	12	79	53	179	331	32	363

2006年4月1日現在 (単位：人)

区　分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主事等	小　計	嘱託	合　計
事務局	2		3	3	8	16	2	18
まちづくり市民交流プラザ	1			1	5	7		7
公民館		8	65	30	116	219	29	248
青少年野外活動センター		1	1		6	8		8
こども村					3	3		3
少年自然の家	1	1	1	3	7	13	3	16
グリーンスポーツセンター					3	3		3
青少年センター	1			1	4	6		6
勤労青少年ホーム	2		3		7	12		12
研修派遣					1	1		1
合　計	7	10	73	38	160	288	34	322

と市民との協働の模索は、今日わが国の社会教育行政が抱える共通の課題に他ならない。

（ふじむら・よしみ＝広島大学）

（付記：本稿の執筆にあたり、広島市市民局生涯学習課と（財）ひと・まちネットワークの職員の方々に資料・情報の提供をいただいた。記して感謝申し上げたい。）

注

（1）三で述べたように、二〇〇六年四月一日から、生涯学習課が教育委員会から市民局へ移管となっている。（財）ひと・まちの所管も市民局のみに変更となった。

（2）二〇〇五年四月七日付けで、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の各公民館運営委員長の連名となっており、「広島市公民館への指定管理者の導入にあたっては、これを非公募とし、引き続き、財団法人広島市ひと・まちネットワークに指定されるよう強く要望いたします」と締めくくっている。（「公民館の指定管理者導入に関する要望書」）

（3）これについては、社会教育学会の第七回中国・四国地区集会（二〇〇六年七月一日）において、筆者が報告。